

平成22年 6月 2日現在

研究種目：特別研究促進費

研究期間：2008～2009

課題番号：20900003

研究課題名（和文） 学術団体のあり方に関する調査研究

研究課題名（英文） Study on the desirable direction of academic societies

研究代表者

池田 駿介（IKEDA SYUNSUKE）

東京工業大学・大学院理工学研究科・教授

研究者番号：60016590

研究成果の概要（和文）：

公益法人制度の改革により、わが国の学術団体は他非営利法人の中での埋没が危惧されるのみでなく、認定や存立が危ぶまれる例も少なくない。このような背景のもと、本研究では、国内外の学協会に関するアンケート・ヒアリング等の調査研究により我が国を含む各国の学術団体の実態を明らかとしたほか、学術団体固有の法人格の必要性を法理論的に検証し、さらに一般社団法人となった学術団体が公益社団法人への移行を目指す際のモデル定款を示した。また上記の成果を還元し学協会と対話を行う為のシンポジウムを開催した。

研究成果の概要（英文）：

The academic societies in Japan are facing to problems raised from the new law on public corporation started in 2008. The present study treated the present status of academic societies in Japan and foreign countries to find the difference of them. The study also proposed the necessity of new laws for establishing and supporting academic societies. Following the proposal of the new law, the corresponding constitution is studied. The above mentioned research was open to public by having symposium.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	8,000,000	0	8,000,000
2009年度	3,200,000	0	3,200,000
年度			
年度			
年度			
総計	11,200,000	0	11,200,000

研究分野：

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：学術団体、公益法人、学術基本法、モデル定款、公益事業、シンポジウム、アンケート調査

1. 研究開始当初の背景

欧米諸国の大手出版社による学術誌出版

の寡占化、欧米諸国と比較して学会規模が小さいこと、財政基盤が脆弱なこと、学会運営のプロフェッショナルが少ないこと、などによってわが国の学協会は、国際的競争力を失いつつある。今回の公益法人制度の改革において、学術団体は圧倒的多数の非営利法人の中に埋没する可能性が高く、また上で述べた理由や事務処理に振り向けることができる人的資源が弱体であることから、公益法人認定を受けることができる学術団体は限られており、存立が危ぶまれる学術団体も少なくない。以上のことから、現状の学術団体の有する問題点に関し調査研究を行い、新公益法人制度のもとでの学術団体のあり方について、検討を行うことが必要とされる。

2. 研究の目的

以上の背景のもと、国内外の学術団体を対象として調査を行い、さらに学術団体固有の法人格の必要性を法理論的に検証し、その実現の可能性を示すためにモデル学協会について検討することを、本研究の目的とする。また、これらの成果をシンポジウムを開催して学術団体へ周知することも目的としている。

3. 研究の方法

まず国内外の学協会に関する基礎的データを収集し、同時に学術団体としての法制度上の課題を検討した。そのために、以下のような調査研究を行った。

(1) 内外の学協会に関する調査研究

新公益法人法で学術団体が位置付けられている社団・財団法人制度で生じている課題・問題点を、アンケート調査やヒアリングによって明らかにした。同時に、欧米アジア諸国の学術団体制度について調査を行い、わが国の学術団体や諸制度との相違点を明らかにした。

(2) 法制度上の課題

個別法に基づく法人制度、各種組合、などと学術団体の共通性・相違点を明らかにし、学術団体固有の法人格の必要性を法理論的に検証した。

(3) モデル学術団体の検討

連合体を含めたモデル学協会について検討を行った。

(4) シンポジウムの開催

上記の成果を還元し、学協会と対話を行うためのシンポジウムを開催を実施した。

以上の調査研究の推進に当たっては、日本学術会議との連携を密にして実施した。

4. 研究成果

(1) 国内調査

日本学術会議に登録している1,636の学協会に対して「新公益法人法への対応及び学協

会の機能強化のための学術団体調査」を行ない、651の学協会から回答があり、以下の点が明らかになった。

① 新公益法人改革に関しては、一般法人の法人格の取得のしやすさと監督官庁の廃止などが評価される一方で、公益法人認定基準の分かりにくさや認定の厳しさ、運営上の諸問題や事務処理の増加などが評価されない大きな理由となっている。そのために、公益法人申請に踏み切れず判断に迷ったり、公益法人申請を躊躇している学術団体がある。

② 英文誌などによる学術情報の発信に関しては、財政、サイテーションインデックス、事務局体制などの問題を抱えている。連合体を組むことによって英文誌を刊行することに意義があるとする団体は19%程度であり、今後の具体的検討が必要であろう。

③ 学術法人制度の制定については、必要性を認めている学術団体は37%と比較的多いが、情報不足や内容がよく分からないなどの理由で判断に迷っている団体が多い。

(2) 海外調査

独、フィンランド、米国、および台湾、韓国のアジア地域の調査を行った。その結果、以下のことが明らかとなった。

① 海外では学協会はいずれも非課税が原則であり、課税が原則である我が国と大きな違いがある。運営に関しても総会などを要求することは無く、自主的な運営に任されている。

② 海外では、連合体が学協会への経済的支援、場所の提供、出版、技術評価、など実質的な活動母体となっている場合があり、我が国の学協会にとってモデルとなりえる。

③ 欧米諸国では、大きな学協会や連合体が出版や政府に対する提言を行うなど、社会的貢献活動が活発である。また、出版や運営を支える専門職事務職員が充実している。

(3) 法制度上に関する調査研究

一般の公益団体では、活動の成果を直接国民に周知することにより、公益に寄与することを想定するのに対し、学術団体では学術講演会などにおいて研究者間の意見交換を通じて個々の研究水準を向上させ、学術誌や学術図書発刊による公開を通じて公益に寄与するという特有の性格を有している。ここでは、新公益法人法において学術団体を公益認定するための「学術法人の公益認定に関する法律（仮称）案」及びその基盤となる「学術基本法（仮称）案」を取りまとめた。

(4) 学術団体モデル定款案の検討

新公益法人制度の発足を受けて、一般社団法人となった学術団体が公益社団法人への移行を目指す際のモデル定款を、学術団体が固有的に有している公益性を反映することができるよう示した。すなわち、特殊民法法人から一般社団法人となった学術団体が、認定法（「公益社団法人及び公益財団法人の認

定等に関する法律)に基づく公益認定を受けて公益社団法人となるためには、現行取扱い上での諸改善が強く求められるが、本モデル定款案は、学術団体の行う学術講演会の開催や学術誌・学術図書刊等の諸事情が認定法の求める公益事業に当然該当するものであるという主張を前提として作成した。その際、学術団体(学会)の構成員である会員と、法人法(「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」)に規定する社員との関係から、二つの案を作成した。一つは全正会員を社員とする場合の「定款案Ⅰ」、他の一つは正会員の中から選出された代議員を社員とする場合の「定款案Ⅱ」である。

(5) シンポジウムの開催

平成20年7月29日に日本学術会議において「新法人法への対応シンポジウム」—学協会の公益性の確立に向けて—を開催し、400以上の学協会の出席をえた。ここでは、関係する各省庁の担当者に参加をお願いし、新公益法人法施行に関する情報提供や質疑応答、パネルディスカッションを行った。

また平成21年5月30日に日本学術会議において、「学協会の新公益法人制度への対応の現状と課題」と題して、シンポジウムを開催した。このシンポジウムでは、これまで行った協力学術研究団体を対象とするアンケート調査の分析結果及び海外調査について報告を行うとともに、新公益法人法対応の先行経験を積んでいる学協会から話題提供をいただき各学協会の参考に資するとともに、関係府省庁・団体の方々にも出席していただいて質疑を行い、新公益法人法に対する理解を深めてもらうことを試みた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 10 件)

① 會田勝美、シンポジウムの報告 シンポジウムのまとめ、学術の動向、14 巻第 10 号、57-59、2009、査読無

② 太田達男、シンポジウムの報告 新公益法人制度への対応上の留意点、学術の動向、14 巻第 10 号、52-56、2009、査読無

③ 盛山和夫、学協会の現状報告 一般社団法人社会調査協会の設立経緯と公益認定問題、学術の動向、14 巻第 10 号、67-69、2009、査読無

④ 長澤寛道、学協会の現状報告 (社)日本農芸化学会への取り組み、学術の動向、14 巻第 10 号、60-63、2009、査読無

⑤ 松下元秀、学協会の現状報告 学会職員の戸惑いと思い、学術の動向、14 巻第 10 号、64-66、2009、査読無

⑥ 松浦充宏、学協会の現状報告 日本地球惑星科学連合の法人化、学術の動向、14 巻第 10 号、70-72、2009、査読無

⑦ 池田駿介、小林良彰、菱田公一、学術団体のあり方に関する調査研究 中間報告、学術の動向、14 巻第 5 号、88-98、2009、査読有

⑧ 小林良彰、韓国における学術団体、学術の動向、14 巻第 2 号、58-63、2009、査読有

⑨ 土井美和子、技術者・実務家に焦点をおいたヨーロッパ情報学関連学協会の調査、学術の動向、14 巻第 2 号、64-70、2009、査読有

⑩ 古木守靖、土木学会と公益法人改革、学術の動向、14 巻第 2 号、72-75、2009、査読無

[学会発表](計 4 件)

① 池田駿介、アンケートにみる国内学協会の対応状況、日本学術会議シンポジウム「学協会の新公益法人制度への対応の現状と課題」、2009年5月30日、日本学術会議講堂

② 菱田公一、海外における学協会に関する調査報告、日本学術会議シンポジウム「学協会の新公益法人制度への対応の現状と課題」、2009年5月30日、日本学術会議講堂

③ 井上示恩、新公益法人制度への対応上の留意点-I、日本学術会議シンポジウム「学協会の新公益法人制度への対応の現状と課題」、2009年5月30日、日本学術会議講堂

④ 太田達男、新公益法人制度への対応上の留意点-II、日本学術会議シンポジウム「学協会の新公益法人制度への対応の現状と課題」、2009年5月30日、日本学術会議講堂

6. 研究組織

(1) 研究代表者

池田 駿介 (IKEDA SYUNSUKE)
東京工業大学・大学院理工学研究科・教授
研究者番号：60016590

(2) 研究分担者

小林 良彰 (KOBAYASHI YOSHIKI)
慶應義塾大学・法学部・教授
研究者番号：40153655

菱田 公一 (HISHIDA KOICHI)
慶應義塾大学・理工学部・教授
研究者番号：40156592

會田 勝美 (AIDA KATSUMI)
東京農業大学・総合研究所・教授
研究者番号：50012034

長澤 寛道 (NAGASAWA HIROMICHI)
東京大学・大学院農学生命科学研究科・教授
研究者番号：60134508

(3)連携研究者

六車 正章 (MUGURUMA MASAOKI)
独立行政法人大学評価・学位授与機構・学位
審査研究部・教授
研究者番号：00321597

池田 康夫 (IKEDA YASUO)
慶應義塾大学・医学部・教授
研究者番号：00110883

柴田 徳思 (SHIBATA TOKUSHI)
日本原子力研究開発機構・特別研究員
研究者番号：80028224

土井 美和子 (DOI MIWAKO)
(株) 東芝研究開発センター・技監
研究者番号：20393879

石上 泰州 (IWAGAMI YASUKUNI)
平成国際大学・法学部・教授
研究者番号：20247464

栗田 晶 (KURITA SHO)
信州大学・経済学部・講師
研究者番号：30547336